

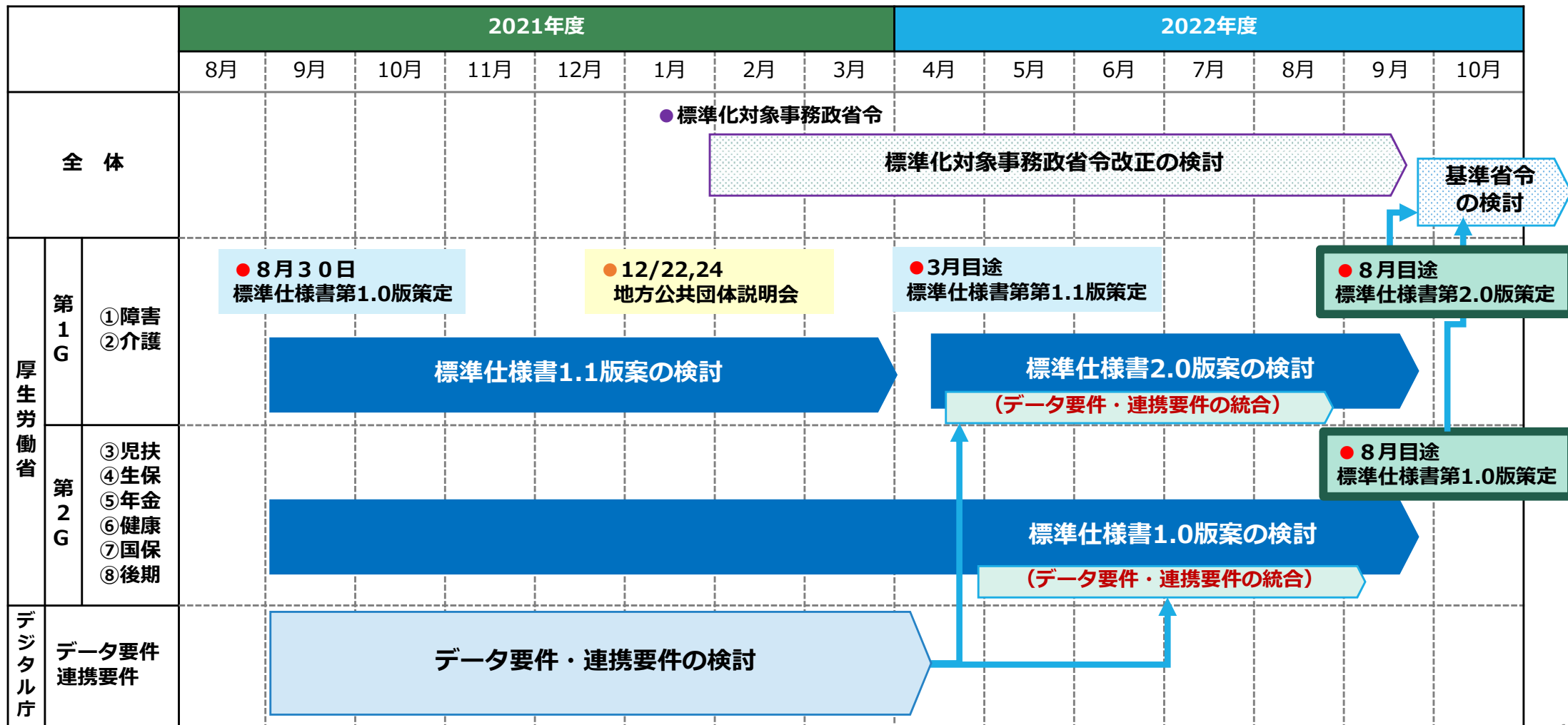
# 地方公共団体システム標準化・ 厚生労働分野の検討状況等について

～障害者福祉・介護保険システム等の検討状況ほか～

厚生労働省情報化担当参事官室

# 厚生労働省が進める 8 業務分野のシステム標準化の取組（概要）

- デジタル社会の実現に向けた重点計画において、地方公共団体は、令和 7 年度末までにガバメントクラウド上に構築される標準準拠システムに切り替えを完了することを目標。
- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が本年9月 1 日から施行され、**各自治体を利用する情報システムは、標準化法に基づき標準化基準に適合するものでなければならない**。なお、この標準化基準は、標準仕様書を基に、基準省令において定められることが想定。
- 厚生労働省は、自治体の予算編成に資するよう、デジタル庁・総務省と連携して、**令和 4 年夏までに、第 1 G の障害者福祉・介護保険においては標準仕様書 2.0 版**を、第 2 G の児童扶養手当、生活保護、国民年金、健康管理、国保、後期については標準仕様書 1.0 版を策定・公表することを目標に検討。



※ 標準仕様書は継続的に改版することが見込まれるが、その内容や規模、スケジュール等については、制度改正なども考慮しつつ進める。

# 標準化対象事務政省令と標準仕様書との関係について（当面の整理）

- 標準化対象事務政省令は、標準化法第2条第1項に基づき制定するものであり、**標準準拠システムは、ここに規定される標準化対象事務を処理するために利用。**
- 標準化対象事務政省令案については、本年11月6日～12月7日において、パブリックコメントを実施。
- 標準化対象事務政省令と標準仕様書の内容が揃っていない点については、来年夏に向けて、自治体等のご意見も伺いつつ、他分野の検討状況も見ながら、政省令の改正も視野に入れて、検討。

区分	標準仕様書	留意点
○標準化対象事務政省令		
1) 都道府県が行う事務	対象外	
2) 地方自治法に基づく大都市特例	対象外	
3) 法律に都道府県と政令市が行うことが規定されている事務	対象 (政令市のみ)	
4) 法律に市町村が行うことが規定されている事務（基幹業務）	対象	原則、地プラに記載のない業務は対象外
5) 条例等に基づき地域特性を踏まえて独創的に行う事務	対象外	<div style="text-align: center;"> </div>
○地域情報プラットフォーム標準仕様	対象	原則、地プラに記載のない業務は対象外
○市町村が行う事務の標準化等を図るため、国が提供する標準システムを活用する事務	対象外	

# 自治体における標準準拠システムの利用契約について（想定イメージ）

- 自治体**
- **予算編成とともに、標準準拠システムの利用契約手続きが必要。** 契約内容を整理することによって適切な予算額を積算。
  - **標準仕様に準拠・適合する標準準拠システムをカスタマイズすることなく利用することが基本。** 各自治体は、利用契約を締結。

- ベンダ**
- **標準仕様に準拠・適合するシステムを提供。**
    - ・標準仕様に準拠・適合するためには、実装必須機能を全て適切に備えることが必要。
    - ・標準準拠システムは、ホワイトリスト方式を採用。標準仕様書に記載のない事項や、実装不可機能は実装してはならない。
    - ・標準仕様に準拠・適合することが確認されたシステムは、ガバメントクラウド上に構築することが可能
  - ※適合基準となる基準省令の制定時期は、総務省から今年度中に示される標準化法に基づく基本方針による。
  - 各ベンダは、
    - ・ **各自治体から利用を求められた必須機能を提供。**
    - ・実装不可機能は実装してはならない。
    - ・オプション機能を実装するか否かベンダが決定。自治体から照会された場合、ベンダは**オプション機能の実装可否について応答。**
  - ※オプション機能は、ベストプラクティスの業務フローを勘案しつつ、市町村の規模の違いや、事務処理委託の有無など業務処理方法の違い、クラウドサービスの新しい技術の活用といった点から検討。
  - ※各ベンダにおかれては、できる限り市町村の希望に応じていただくよう準備をお願いする。

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム		
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	標準仕様の範囲 原則 例外	
実装不可機能	— (実装不可)	— (実装不可)	— (実装不可)		
標準オプション機能A	● (あり)	● (あり)	(なし)		
標準オプション機能B	● (あり)	(なし)	(なし)		
	自治体は選択して利用	A市区町村	B市区町村	C市区町村	例外は必要最小限



# 標準準拠システム利用契約時の留意点について（想定イメージ）

○各自治体は、標準仕様書を活用して標準準拠システムの利用契約を進めることが可能となるが、次の点については、**現時点において、標準仕様書に記載する予定がないことから、契約を検討するに当たり、留意。**

## 利用契約時の留意点（想定）

- |     |   |
|-----|---|
| (1) | 画面要件（専ら操作性）は、原則、標準仕様を定めなため、ベンダが創意工夫を発揮                  |
| (2) | 標準準拠システムのオプション機能は、自治体が必要な機能を提供するベンダを選択                  |
| (3) | 自治体が標準化対象外事務を処理するためのアドオンシステムを運用する場合には、標準準拠システムとの相互運用を確保 |
| (4) | ガバメントクラウドへ移行するため、マイグレーション対応を実施                          |
| (5) | 契約期間を設定   |
| (6) | 上記の内容を踏まえて、利用する標準準拠システムを選定する場合の審査要領を定めることも考えられる         |

○**デジタル庁が行う先行事業の実施結果が来夏頃を示される予定**であり、この状況を見て適切に契約準備を進める必要  
○ガバメントクラウドの利用料金はまだ示されていない。クラウドサービスによっては、複数年契約を行うことによって利用料がディスカウントされるため、標準準拠システムの利用に当たり、各自治体は、地方自治法に基づき条例を定めて、長期継続契約の規定を整備することも考えられる。

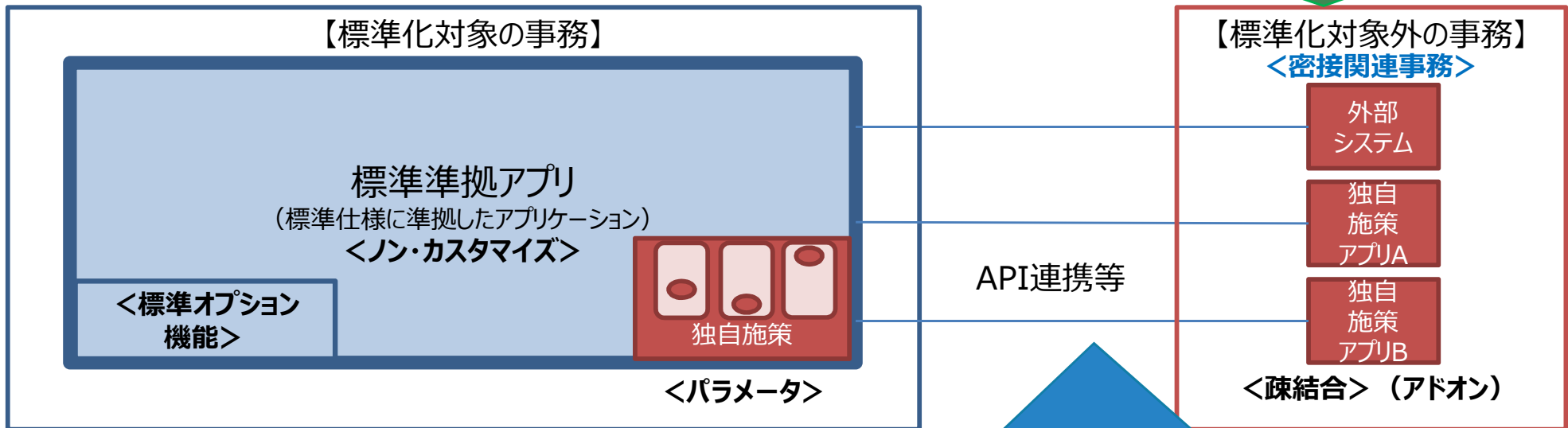
# 標準化対象外事務の取扱いについて（検討・要望）

○標準化対象外事務については、基本的に標準準拠システムにその処理機能を実装する予定がないため、次のような対応を図る必要。

- ・1) **標準準拠システム内に用意されるパラメータを活用して、標準化対象外事務を処理**できるようにする。
- ・2) 標準化法第8条第2項に基づき、ノンカスタマイズ原則の例外機能。  
※例外機能については、標準準拠システムを利用して標準化対象外事務を一体的に処理するほうが効率的であり、かつ標準準拠システムとの互換性が確保される場合に可能。
- ・3) **アドオンシステムを疎結合の形で構築し、API等の連携による方法。**
  - ① アドオンシステムは、ガバメントクラウド上で運用できるか
  - ② アドオンシステムを構築する場合は、責任分界点と保守体制を確保できるか

○アドオンシステムをガバメントクラウド上で運用できるかは、先行事業の結果を見て検討。  
○厚生労働省としては、標準化対象事務と密接に関連する事務は、その旨を標準仕様書に記載することにより、ガバメントクラウド上で処理できるようにしていただくよう要望。

## ガバメントクラウド



- 例えば、アドオンシステムとしてEUC機能の帳票作成ツールを疎結合の形で構築しAPI・CSV連携を行う場合、自治体はプログラミングレスに帳票レイアウトを編集できるようになる。
- ただし、適切に出力できない場合、その運用サポートを誰が担うかという問題がある。このため、**アドオンシステムを構築する場合には、責任分界点と保守体制を合わせて検討する必要。**

# 帳票レイアウト等について（内部帳票）

## デジタル庁 方針

- 帳票要件の対象となる帳票は、システムから出力する帳票・様式であり、主に、住民向けの帳票・様式（通知・証明書等）と、職員向けの帳票・様式（確認のための一覧表等）がある。
- これらの帳票は、既に外部システムからの要求等でカスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、標準を定める。

○ **内部帳票については、基本的に標準を定めない方向で整理する予定。**

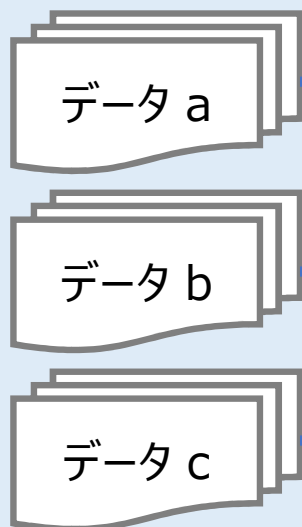
○ 内部帳票は、

- ・主に各自治体が政策形成や議会説明用に作成する統計データに分類されるものが多く標準化になじまない
- ・クラウドサービスには、一般的にデータウェアハウス、BIツールによるデータ分析・可視化機能といった技術サービスが存在

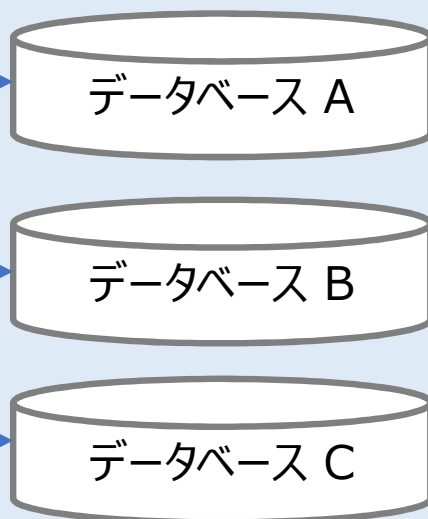
## クラウドサービス

BI(Business Intelligence)ツール：  
職員自ら大量のデータを分析・可視化

### データの入力



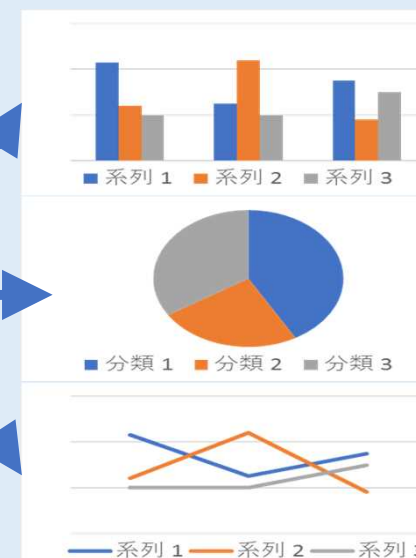
### データの管理



### データの蓄積・加工



### データの分析



# 帳票レイアウト等について（外部帳票）

○外部帳票については、標準化を検討。

## 全国意見照会：概要

- 障害者福祉システムと介護保険システムについては、令和3年度末に向けて、帳票レイアウトの標準化について検討。  
⇒ 現在、障害者福祉と介護保険において、外部向け帳票レイアウト案についての全国意見照会をOnePublicで実施中。  
※ その他の機能要件等については、令和4年1月中旬以降、追加で全国意見照会を実施する予定。

### 【帳票レイアウト案に関する全国意見照会】

■ 介護保険：12月10日～令和4年1月14日 ■ 障害者福祉：12月16日～令和4年1月21日

## 全国意見照会：留意事項

### <共通事項>

- 1) システム標準化による住民サービスの向上や、行政事務、システム改修コスト等の効率化のメリットを踏まえてもなお、標準的な帳票レイアウトを使用せず、今後も、自治体独自の帳票レイアウトが必要となる場合には、その必要となる理由とともにご回答をお願いします。
- 2) 標準化された帳票レイアウトであっても、システムのカスタマイズを行うことなく、固定文言の変更やパラメータの活用、備考欄・自由記載欄において自治体ごとに異なる管理項目を印字できるような仕様を予定。
- 3) 標準化対象外システムから帳票を印刷する場合には、標準化されたシステムから出力したCSVファイル等を利用し、標準的な帳票レイアウトとは異なるレイアウトを作成することも可能。この場合の帳票作成ツールの利用方法については、出力方式と呼び出し方式の双方を検討中。

### <障害者福祉>

- 4) 障害者福祉においては、手帳事務や手当事務、自立支援医療など、市町村が都道府県の定める様式等を活用して申請の受付を行い、都道府県に進達する事務がある。このような都道府県が定める帳票は、オプション帳票を基本。



# 検討状況の公開について

- **厚生労働省が所管する8業務分野の検討状況は、当省ウェブサイト**に順次掲載。  
(ホームページURL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19988.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19988.html))
- 併せて、デジタル庁が運営し、地方公共団体職員が参加する「デジタル改革共創プラットフォーム」において、各業務の掲載状況等を周知。

## 厚生労働省

### (1)検討会のサイト立ち上げ

【厚生労働省ウェブサイトの地方公共団体における情報システム等の標準化の推進のページ】



### 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進

社会保障分野における地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進の情報を掲載しています。

#### 調査研究、概要等

- ・ 調査書原稿
- ・ 立憲相談

#### 標準仕様書

- ・ 調査書原稿
- ・ 立憲相談

#### 説明会

- ・ 調査書原稿
- ・ 立憲相談

## デジタル庁

### (1)デジタル庁ウェブサイトへのリンク

【デジタル庁ウェブサイトの地方公共団体の基幹等システムの統一・標準化のページ】

住民記録、地方税、介護や福祉といった地方公共団体の主要な17業務について、制度所管省庁が、地方公共団体や関係する団体、事業者とともに検討して、標準仕様を作成するため、開催されています。

- ・ [自治体情報システムの標準化・共通化【総務省】](#)
- ・ [地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会【総務省】](#)
- ・ [自治体システム等標準化検討会（住民記録システム）【総務省】](#)
- ・ [自治体システム等標準化検討会（税務システム）【総務省】](#)
- ・ [自治体システム等標準化検討会（選挙人名簿管理システム）【総務省】](#)
- ・ [就学事務システム（学齢簿編成等）の標準化を推進するための調査研究（令和2年度）【文部科学省】](#)
- ・ [就学援助事務システム標準化検討会【文部科学省】](#)
- ・ [地方自治体における情報システム（介護保険、障害者福祉）の標準化等に向けた調査研究（令和2年度上半期）【厚生労働省】](#)

## デジタル改革共創プラットフォーム

### (2)検討会の開催周知

### (2)情報受取

### (3)検討会の結果の掲載

### (3)情報受取